武家名目抄稿

刀劔部十三

十三

和書門
類
二五二〇六號
函 七七
架 一〇
冊 四五六 四四九

内閣文庫
和書
類
二九二〇六號
冊 四九六
函 一五三
架 一三

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457 (352)
函號 153 275

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿第十三冊

刀劔部十三目録

脇刀
脇物
脇差刀
脇羌
脇差太刀
尉斗付脇差

国立公文書館
National Archives of Japan

大服差
小脇差
陣服羌
懐脇羌
指副
懐刀
懐剱
隠剱

チイサ刀
大刀
長刀
短刀 訓読又音訓
大短刀
鎧通
九寸五分
一尺三寸

国立公文書館
National Archives of Japan

サス刀
刺刀
馬手羌
合口
又引
鐵鞭
竹刀
竹切

武家名目抄稿第十三冊

刀劔部十三

脇刀

源平盛衰記云梶原逆櫓條景季景高景茂等ツヽキテ進ム判官腹ヲ立テヽ高刀ヲ取テ向フトコロヲ三浦別當義澄判官ヲ懐キ止ム

按流布の盛衰記ハ高刀を太刀とも

あり後人の改めるもまちがへるか

又云 小坪合戦條 小太郎藤平ニ問ケルハ義盛ハ楯突ノ軍ニハ度々アヒタレトモ馬ノ上ハイマタ知スイカヽアルヘキト云ヘハ實光今年五十八軍ニアフ事十九度也軍ハ尤モ故實ニヨルヘシ 中略 近年ハ敵ノ透間ナケレハ先ツ馬ノ太腹ヲ射テ主ヲ駈落シテ立チアカラントスル處ヲ御物射ニモスル候敵一人ヲアマタシテ射事アルヘカラス矢タウナニ相引シテ、スナ敵ヲ手繁ク寄スルナラハ様アルマシ押並テ組テ落チ腰刀ニテ勝負ヲシ給ヘトソ教ヘタル

懸川親俊記云 天文八年十二月十二日乙亥相國寺大智院源義元初堂殿服刀貨物巻ヽ野依回道

北上記云弓。征。刀。と云よりも以呂記さしと
中ゟ鮭以
按脇刀ハ則前巻ニ出したる腰刀なり
然腰ニさゝれたるものは脇刀とも腰刀
ともいふなるへし

脇物

蜷川親元記云寛正六年八月廿二日御成
御供細川殿馬場棧敷大引物二百疋中略山脇

伊州御馬毛栗毛 御すはう地かちむ尾長鳥
ニぬいはく白かねくさり身ニのたり紅
立ちち御脇物かいらきさや金作なり
文云文明十年八月廿八日貴殿より以太刀
持以脇物八郎殿へ云進
按脇物も亦腰刀ニて脇物といふハ猶腰
物とも云の例なり
信長記云信長東国同角ヲ信忠卿へハ荒波
進發條

ト云御脇物イタヤ鹿毛ノ御馬帷子百彼
両使ニ福富平左衛門尉ヲ相添為御使者
マヒラセラレ云々
又云同條滝川左近召寄ラレ上野國信濃國
ノ内二郡被下并関八州陸奥ニ至マテノ
諸公事等可令進退其方智慮ニアタハサ
ル事有ニ於テハ家康卿ニ評議ヲ請テ可
致其沙汰然レハ此馬吉例多キ事有ヲ是
ニテ入部スヘシトテ秘蔵シ玉ヒケル御
脇物ト両種被下ケリ

脇差カ

太平記云兵部卿宮御條 渕邊御胄ノ上ニ乗懸
リ腰ノカヲ拔テ御頭ヲ掻ントシケレハ宮
御頭ヲ縮メテカノサキヲシカト呀サセ
給フ渕邊シタヽカ者ナリケレハ刀
ヲ奪ハレ進ラセシト引合ヒケル間刀ノ

鉾一寸餘リ折テ失ニケリ淵邊其刀ヲ投
捨脇差ノ刀ヲ拔テ先御心モトノ邊ヲ二
刀刺ス
拵脇差乃刀とりふもたるゝ腰刀なり
うけ太文ふ鐔乃刀城投すて脇差の刀を
拔くとゝのゝ八をおめく思ふるゝと拵
ふの自然の文ゝ角迄ふ一鐔さを
るの上さゝ文ゝる腰刀を拵差の刀と申ふる

まて拵太刀を二振三振もゝ拵く帯副
の太刀咱記徳脇差の太刀太平記あゝふ
乃例ふり又さなくゝも鐔刀を咱く拵く
拵差ゝふ次ふ文ゝゝ

脇差

明徳記云御所ノ其日ノ御裝束ニハ累代
ノ御重宝ト聞ヘシ篠作ト云御帯刀ニ二
ツ銘ト云御太刀ヲ二振添テソカセ給ケ

ル藥研徹シ云御脇指ヲサヽセ玉フ
大内問答云同時ハ御指ものを進事ハ弐
此事御指の事ハおんゝゝゝとゝて人ハ
見きさる指ハ白紙さゝ也の腹中おとゝへハ
申めしさゝ事ゝくハ百見さゝの
泡沫ハ何を無覺悟ハ又及見ハまゝ発角
ハ難申ハ
永享記云憲実出家條普代ノ主君ヲ傾ケ奉リ
末代ノ嘲ヲ恥テ其身ノ罪ヲ討セン為ニ
ヤ俄ニ出家シ給ヒケリ中略六月廿八日長
春院ヘ参詣シテ公方ノ御影ノ前ニテ焼
香念佛シテ後ニ泪ヲ流シ申サレケルハ
臣今度讒臣等ノ申ヤウニテ御勘當ヲ蒙
リ心ナラス御敵トナル然レトモ心中ニ
不議ナシ宜有天鑑ト云モ果ス腰ノ刀ヲ
引抜テ左ノ脇ニ突立給フ所ヲ御供ノ侍

高山越後耶波内匠走り寄テ懐キトリ御
脇差ヲ奪取ル
文正記云抑義廉萱（本ノマヽ）親者山名都督伯父同
名摂津守息女也小長刀脇差取副不放身
合戦潰則自害念定女房也
貞親教訓云当世ハ人を見ル様さしとゝ
て是ハ人ハ人とく人ふやしてさて
こゝ何ハ前ハ人の見ぬやうふ

さしあるもの人に見付られ上を対して
ひのある聖心ハあるなるべくれく曲事なる
べし是ハ指を用へき事ハ軍陣物語旅ハ
ある此時ハ似合へきあり申ふあのあるふハ
似合ある事也行る者の指と見きくさ
す事いのある手柄とも和田義盛代をや
人乃ふるましやうふ下劣にある後代の見る
き者ハいよくさそくあるもそなり

故実雑集云服さしぬ。頭巾として用心の為懐
中ふこのくしくさす物あて紙をさす物ふ
ゆ百進物ふハあるをゆハ近きをゆハ下部の名
あるカの代りふ指者も百くゑえい有ほし
き事みてゆされハ進物こを加すい
酉巻記云下猪むすふ事中略百さくハむす
ゆめの下へさりなるうすく
奇異雑談云應仁ノ乱中の事あるふ寺洞
院と言会との百ふ是程一人有名を忘れ夏の比
あるふ清水ふ参詣す朝飯以前に陽ふの久の
性ふに菊貴き地十徳に力紙を宿を
いて
蟻川親俊記云天文七年十一月十日戌年服
さ。喜服庵海し
會津陣物語云木幡カ先手二十騎ノ兵元
ヨリ本庄重長ヲ恐ルヽ事不斜左内カ猩

猩々緋ノ羽織ニ金ノ切團ノ脇指ニテ懸出
タルヲ見テスハヤ重長ナリトテ騒ケル
奥羽永慶軍記云 大閤洛陽出陣條 原田左馬助ハ
六尺余リノ大男大刀惣金ノ金物二尺八
寸ノ脇差十文字ニ指タリ
甲陽軍鑑云 [illegible]
[illegible]月吉八郎[illegible]
[illegible]太刀脇差馬具[illegible]

[illegible]仕置[illegible]
武具要説云 原[illegible]中分刀拵柄と吟味可
為因為人ふよりて[illegible]の物[illegible]
[illegible]一束[illegible]ふ仕者も[illegible]
強力[illegible]ハ時[illegible]
[illegible]ハ無[illegible]腕疾なる時[illegible]
[illegible]働[illegible]
も一束ニ伏も[illegible]ふハ仕[illegible]

天下餘る脇指ハ拵も二束拵る程ニ不仕
ハ可悪し
東遷基業云秀吉ハ豊後筑前の界巖石の
城を虜者数ク切ひらき秀吉ハ賞
賞しぬひ金鐔の御長羊の皮胴服を授
ケル
天正記云関白殿ハ立書めハ関白秀次ハ
ハ記さしハ西京ハ
ハ
中ク
当代記云天正十年三月廿一日武田穴山
陸奥守入道梅雪出仕云々自信長半俗ノ脇差ノ
三ツカヲ被下
又云慶長七年二月十四日北國主羽柴肥
前守関東ヘ中略大納言公工金百枚銀千枚
小袖百領脇差正宗進物也大納言公ヨリ肥

前ニ金百枚馬鷹美鍋藤四郎脇指被遣

又云慶長十六年三月廿八日辰ノ刻秀頼

公入洛則家康公ノ御所二条ヘ御越云々

此度於京都家康公ヘ秀頼公御遺物ノ事

御太刀真盛御馬黒毛中略脇差一腰左文字是ハ

ノ道具也

板坂卜斎慶長記云十月朱進義三左衛門と

中付一人大坂ヘ来多上野助而ヘ何方ヶ

ゟも為ハ有間敷ハ尋中納言殿ハ成

ハ尋ハ為ハ尋ハ中ハ

上聞ハ中ハ御機ハ何ヶと尋中ハ

御国次と中名物乃ハ

とも取ハを遣ハ中ハ

安藝國嚴嶋社蔵足利尊氏公刀圖

相模國鎌倉荏柄天満宮蔵刀圖

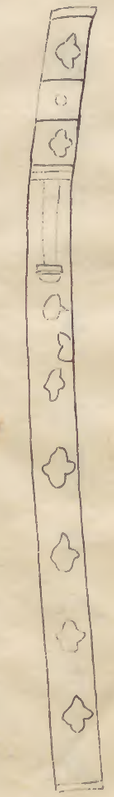

大坂商家西村庄兵衛蔵義政么刀図

拵銘等八服部乃刀と称を省き以へる
故に前条に引しる太平記の銘等八一稱
さゝら銘ゆ さゝら故の名と八雪也

と称刀は名目も
[illegible]
記 服部ハ盛
故乃名とも
おもやさく服刀とも称
ハ鍛刀はをふく
彼刀乃ふいしゝ
えなるハを富福小なる物と
ひより千戈日に
に利ゆゑ
鍛のごとく近世おほのきて刀と
いふ者おほふしを
ひやの服刀をハ小さ刀と
きえ鍛うつこと
是といふハおほふしをふるの
もいふ者ハ
脇差太刀
太平記云 最勝講之時及闘諍條 南都ノ衆徒ハ面々

ニ脇差ノ太刀ナシト用意ノ事ナレハ拔
連テ切テ懸レ

慰斗付脇差

安土日記云元亀元年三月三日江州国中
ノ相撲取ヲ被召寄常樂ニ而相撲ヲトラ
セ御覧候中略行事木瀬蔵春庵鯰江又一郎
青地與右衛門取勝候依之青地鯰江両人
ノ。付。ノ太刀。サシ被下御家人ニ被

被召加面目之至也

伊達日記云高麗入ノ御支度萬御道具ハ
京都ヘ仰上ラレ候中略政宗家中出立ハノ
ホリ三十本紺地ニ金丸ノホリ指ノ衣裳
具足下ニムリヤウノシエハシ具足ハ黒
糸前後ニ金ノ星鉄炮弓鑓ノ衆下着具足
同前銀ノ。付刀脇。指小尻ヲカ井ホウナ
リ

大脇差

甲陽軍鑑云諸道具一方もきゝよりて沙汰仕る人ハ細ゝ諸道具のかゝのもぬ仕のやうさと有る習ハ清めの度ふく小御指をも清ゝ利を知ゝる者ハ小御指をすてハ立あゝしてもたゝ多性そくとこのぬ様に成ゝ勝負を仕すまゝる者ハ大御指なゝ有ハ力ゝて度ゝ御負に利を知ゝる者ハ大刀ゝく物ふゝくハ又三尺二三寸ハ大刀を拔ゝのもぬ者ハ多ゝ男ゝ二尺五六寸乃刀ふゝく初太刀をもて太ゝ有ハ多をひゝのもぬハ者人ハ必二尺七寸ゝ上性刀をもきゝふ物ふゝハ

又云志村金助被度を折摺ゝ口こゝへ仕ゝるゝゝ刀をぬきて今性中ゝをゝんと仕ハ被度も大御指をぬきぬふハ

う〳〵むこうふけいつ

松隣夜語云近衛殿為招請浄土宗蓮譽登長尾小四郎景征ヲ京都ヘ被差越中略唐橋ノ亭ニテ両使ニ厚ク茶ヲ玉ハル小四郎坐入ノ體一円不等閑切戸ノ際マテ刀ヲ指シ席ノ中ヲ除目ニ見其内ヘハ大脇差ニテ口チ入御茶ヲ玉リ罷出ルト等ク日ノ中ニ御返答ヲ可兼ナト堅固ヲ申田舎武士ノコトカラ如何ナル僻コトモセンスラント近衛殿ヲハシメ安キ御心モ不有

義残後覚云猪口佐次兵衛手柄討死條兎角スル程ニ猪口起タリ大脇差ヲ屹ト反ラカケテ指人々ハ早々ヨリ御出候者哉何トシタル事ソヤ先々上リ給ヘト云程ニ云々

當代記云慶長十四年五月十八日浅野紀

伊守紀伊国主悉皆ノ用人松原内記ヲ左内ト云年十七者指殺其故ハ云々内記轉寢メ居ケル所ヲ大脇差ヲ以テ三刀ニ殺害ス

雜兵物語云奈良まつきゝ柏ふゝ為ゝ
ん之つゝ和を祢首を吹く柏ふ首をひつい
たる大根差ハ首を引ゝ切きつらひ
ものゝ具足ハ上ふ小根差をきるハ尤
おとんゝ

小脇差

甲陽軍鑑云諸道具一方むきふよきと沙
汰する人ハ相ゝ諸道具ふのきぬ侍の中
ゆきと存ゝ謂ハ侍ハ産ふて小根差をもつて
利を好ゝる者ハ小根指をすきひ立ゝひ
ても又居ゝ乍ら多ゝ敵とくとゝのぬ根ふて
強原を仕すゝ為ゝる者ハ大根指ハ尤とゝ
んすゝ

末森記云松江彦四郎ト云兵成政内馬廻
組頭ヲシテ勇士成カ近辺ノ城ニ番勢ニ
イタリシカ鳥越ヲ加州勢候ヲ見付助来
ル處ニ利家卿内ニ九里少蔵ト云小性其
頃蒙勘當居タリケルカスハタニテ彼彦
四郎ニ渡合引クンテ谷ヘ落ケルカ上ヲ
下ヘト返シケルニ少蔵下ニ成既ニ首ヲ
トラントト杉江カニ手ヲ懸タル處ヲ下ヨ
リ少蔵小脇差ニテ草摺ノハツレヲ二カ
サシ通シ終ニ松江ヲ押伏ケリ
氏郷記云名生軍條西村左馬允重就ハ坂有ケ
ル所ニテ鑓ヲ合セ戦ケルカ去武者ト組
テ落ホ来西村大カノ剛者ナレハ彼敵ヲ
取テ押ヘケルニ敵下ヨリ小脇指ヲ拔テ
西村カ頸ヘ引懸爰ヲ先途ト引キ切ケル
大友興廢記云人質立条人ハ殺害使者を召して

後生年十二歳の始をちのつきて中略宗鱗云
ふ我心のうちにて秋月と一味同心い是
もよろこび後ふ高くして敵のくめふ汝数害を
らはんを汝決のつもを人毒にかくれ自害す
へくといひ始くをんふ招を娘ふ伺たして
汝ハ去てんいのち且を屠腹さ高のくめ又ハ父
ハ昨義の心あとおふへしといひきをるる
東迄基業云神君長政の傍ふよりをぬ

今日合戦ふ勝利を得る事偏ふ其方の
計策ふよつてあり去今ふ始ぬ事ふ
つて今日の軍ふ手柄抽き忠節を加
まされ敵の法ふ石田を追崩さはし事を
栖の敵ふき事とあり此忠節報し難し
代く黒田の家ふ対し疎意有ましはし
仰られ法人の兄をみて長政の毒を乃元項
戴せをふ又ハ日指せをふ吉光ハ小紹指を毒

法の長政の働みさゝせずして見ハ曲理
ナリ引出物也と仰られ候
義残後覺云 卯月一日 左馬介 討取鹿ノ介条 左馬介モ至
剛ナルコトハ並ナラス又一年備後ノ山越
ヲ便者ニ遣シ候處ニ深谷ノ岨ヲ通候ニ
一番キリノ熊飛出左馬介ヲツカマント
カヽリ候ヲ押並ヲ無手ト組ミテ上ヲ下
ヘトヤヽ暫ク組合候ヒシカ終ニ熊ヲ乗
リ伏セテ小脇差ニテ二刀サシ仕留テ中
間ニ遥々荷ナハセテ宿ニ帰候
八十二 奥羽永慶軍記云 檜原夜討條 盛亂カ従弟ニ猪
苗代留主助トテ十六才ニ成ケルカ夜討
ノ印ニ付タル白布ヲカナクリ捨大将ヲ
討取ント敵ノ中ニ紛レ入テ窺フ間ニ味
方ハ早引取ヌ為方モナク敵ノ中ニ打囲
レ檜原ニソハニケル扨シモ暫時ハ如此

スルトモ續松數々アレハ今ニ露ハレン
ハ必定ナリ迚モ不叶物故ニ搦メラレテ
首ヲ刎ラレンヨリ討死セント思ヒ其手
ノ足軽大將ト見ヘシ者ノ側ニ立寄テ一
尺ハカリノ小脇刺ヲヌキ具足ノ透間右
ノ脇ノ下ヲ拳モ通レト突タリケリ
小畠景憲家譜云蒼長五年五月大坂檀現
様市ヶ屋敷ふくゝ大番流町長源十郎蒼長
屋二階ゟ上リ小脇差を抜取太刀取を理
りめ其仕ひ
陣脇差
未森記云利長卿御父子越中国内マテ御
馬ヲ出サレ味方自然利ヲ失ヒ候ハヽ後
詰可有之ト待給ヲ處ヘ両度ノ合戦ニ討
取首名アル兵共ハミナ御父子見參ニ入
申ケレハ事ノ外御感有テ村井事加様ノ

俄不珍ト被仰村井具足羽織ニ矢鑓ニテ
多ツキツラヌキタルヲ御覧シテ利長卿
御具足羽織下サル御陣ワキサシモ下サ
レケル

懐脇差

嘉良喜随筆云堂上方ノ出仕衣冠ノ下ニ
懐脇指ヲサシル云々
扨この懐脇差ハ義貞記西三条殿東
坊ふの懐脇差ハ小さカ刀にて長名目ハ
ハ其の勇ふ出さり

指副

太閤記云小田原追伐条所秀吉公三月十九日都
を立セられ出立能り装に如何ら様
ありハ太刀さしそへ
物ゝ殺ひゝ者用ひ
籾井日記云氷上宗貞自害条田井内膳ハ御自害

ノ害ノ指添ニテ腹切候云々

抽指副ハ太刀ハ帯副ヲ乃例ヲ以て

即短刀乃亦名ヲ

懐刀

長門本平家物語云殿上署もの条

お名の人乃郎坊ハ懐刀さしをし

羅科ハ中坊ハ人ハ懐中さしよ

少ハ程ハ云

抽本書前ハ黒鞘ハ刀も懐刀とも何

りてハハふそれをさして懐刀とハ角

るハ束帯乃下ハ差ハ刀ハ懐ハ書ハ

ハ

懐叡

日本書紀云景行天皇紀廿七年十二月到於熊

襲国云々於是日本武尊解髪作童女姿以

密伺川上梟帥之宴時仍叡佩裄裏入於川

上梟師之宴室居女人之中川上梟師感其
童女容姿則携手同席擎坏令飲而戯弄于
時也更深人閑川上梟師且被酒於是日本
武尊抽裀中之劔刺川上梟師之胸云々
古事記云景行天皇小碓命給其姨倭比賣命
之御衣御裳以劔納于御懐而幸行中略故臨
其酣時自懐出劔取熊曽之衣衿以劔自其
胸刺通之時云々

源氏物語云第十五篇蓬生
ちのくよりでたるこん
もとて赤地のふしきみてはのまたちかた
もとりをもきはちかくしかちのをの
ぬけたるけつをうしろ向ちのくそ
かくるる
續武家系譜云加茂清心朝鮮へ渡海の留守
ふて薩广の梅北宮内左衛門尉を以て
肥後の按司を少佐為の城代加茂左衛門

清正の使ひして留守なるべきを
足掛し俄に彼城を拔て見に驚り八代熊
本の城をもうかがんとて爰に佐敵より
武里なる田野浦と云ふ土地に左馬の従
士住居しなる二百人に酒肴を携へ馳せつんと聞れども
人を不回心されしも左馬助兵衛と云かめへ
るの口を云ふ七郎に馳者処に元来城敵の
近ふ入れば謀ふ左馬の甥弥吉と云ふ
を人質ふかし横北ふ海を乞け迯大ふよ
ろこびく評議す夜ハ横町のもちとも町
屋へかく酒宴ふく楽めハ横町ハ加藤左馬
う書を已の女房にさんとて婚儀を調んと
す若左馬城呼おし酒を飲めて居る居左馬
さうれをうさむふく横町を切られも
剛強の者ふれをきく迯あの傷ふ立置処

乃太刀を佩くべきの事入人賢弥吉を殺さ
んとせ吾左衛門清きを証入弥吉もこの
て弱年御のり吾左衛門の所懐剣を授て
吾左衛門と あとも小言自害を討留せり
相撲級に平家物語に見える懐刀とれ
あり名あれとかれ小刀を極刀をさし
てつひ見に手尤短小なるもを取りて

相撲古事記傳建雷命剣を以御帳に納めて
事海しと有に全く後世の帳級の証と云へし
帳小のことへるこの事を為に太刀を有
てのこれ旦武器考証に引る古事記に
小剣と有さる本の誤しとい人間と
為べき小的へたるも考るへきこと

隠級

大内問答云浪宮人さ(迷)ひ御物を進ひ

以事之よりも始る指迄に物可進この
事因時に応指をも進度に成の事
さしの度に隙鈍と中て人に見せさる指に
自然の進に成の殿中あとへ出さしの
ゐき度に成に者の法法何とも
無覚悟に又石及見に角に難中に
伊勢貞親教訓云刀技事の前に能く立振舞
に者とは九寸五代より四寸

近代に玉雪失ぬ迄に至極一尺八寸ゐり
可然又当世なる人を見る程指さしを四
あをさて是に隙鈍として人に如くしく
さる事なり以前あるかたへ人の三ぬ
やうに さしあるとも人に付られ迄たる
上意へ対しての為野心なるあるいる迄
て可有曲事や指指を可用事軍陣物語
振舞あるに付に小中に小者に

とハに成ふり仁よりもはるきさしと云さて
さる事いのるるを物とも和田人長曲代の人の
振舞うやうの前ふ成下後世の為も弥さ
さと物ちるとちり
故実雑集ニ根拾いあんぐんとして国心の為ふ
懐の中ふうとしてきた物ふてきとさきる
物ふい
貞永教訓書ニ曲世有る人を云るふ服さ

といひく乃ち是いあんぐんとく人ふうくし
てさる事なり
物ち文ふ和ハ上の根岩の係ふ引くる
貞観教訓ふ特くふく云えうう即上古
乃組ふ四の教ふて近世懐刀とふ物の
こと有り又刀も陪刀ふるよし意元故
実ふ見えたり

チイサ刀

義貞記云兵具事小刀ハ長六寸中子三寸
ケヌキ形ナルヘシ子細アル事也口傳在
之
西三條装束抄云陽明家ノニハ精好ノ直
垂ヲ紅漆御着ノヨシナリ小刀ヲ着シ給
小刀ハ他家ニモ用事侍リ
佐佛宗三写書云武装の出立の時ハ白小
袖城墨ゟ有り小刀をさゝへ長きゟた

あゝ事ゟ
宗忠写書云大名の内意迄ゟ召使の時
ゟ小刀をおびゝよくゝ打刀ハゟくゝ
敵異記云ひき兵下結の事是ハ必ゟひ
さゝ者にさけゟる也下ゟ結ひさゝよき
ゟ所ゟ結ゟ時ハ必ひきめ下結
ゟく有しゟ是もゟゟ
時ちいさ刀ゟいさゝ

又云ふきさし物する事也若ちいさかたるをつきさしといふ事ふし
茶壺を方はかりに用ひるんふちいさきかすへくんん物にする事也者へしをはたきハ
かうこひのうくを上ふしてむかはうくを
夫人へもけ法ふ銭夫人の左へふしてすゐる
ありさまをて引のへてをくへしこれハ後
はまく集まる中ようにもちく出て四まへに

ちと夫人の右のうくへよきてをくあり以上
もこれハ右きん はは義ふりさり あくの上ら
くへハこのやうはしきはは義まてはいつれ
もうくはてくはときハ一尺七ハすをりは
うくふくのへしよりくはは四はしし
二
甲陽軍鑑云ハ條氏康十二歳の時ハ
鉄炮はきとて諸はを者くお習氏康鉄炮
の音響を聞諸人日をひき笑ひけは氏康

口惜く思ひ小刀をもつて自害をせんとす
給ふ時谷重右衛門小刀を奪取申上ハ流をふりし
あふぎもり清水うけ申つハ為者き武士
の物ふ驚くと者ども申候為り重右
馬もこの人のよきハ称きふきに申りし人の賞
歎きる物ふ驚きハ為者ハいかゝ
といひたきを申時右衛門申ふ
十八
右反真度記云家麟上関白殿の膳四方外

ハ是ハ作湯付ゝ時ハ七五三通りの肩衣
長袴ふ小刀。

安土日記云三月廿日之晩ニ穴山梅雪是
又御禮御馬進上御脇指梨地蒔金具所焼
付地ふり也御小刀御柄迄梨地蒔似相申
之由被成御誂ヲサケサヤ火打袋付サセ
被下

桜義貞記刀長一尺二寸廣一寸二分厚六

分中ヲ二寸八分ト云フ〻ナル説ハ小刀ハ
長六寸中ヲ三寸ト為テ宗三実書ヲモ
長キ刀ハ対ヘテ小サ刀ヲ云ヒタルヲ
市陸ノ書ク刀ヲ云ヒ〻書画ノ腰刀ハ
長短ハ有ルヲ小サ刀ト云ヒ〻ヒ義
京記ハ誤ノ筆ナルヲ宗ト足利
家ノ中ヒサリ〻ナル物ヲ後代
ハ有刀ト云ヒ〻ヒ〻ヒ〻ヒ〻ヒ〻ヒ〻ヒ〻

古ハ刀ヲ云ヒ〻物ヲ長短ハ不論
小サ刀ヲ云ヒ〻リ

大刀

源平盛衰記云五節夜討條忠盛身ノ片輪ヲイ
ハレテ安ラス思ヘトモ為方ナシ着座ノ
始ヨリ殊大ナル黒鞘巻ヲ隠シタル氣モ
ナク指ハラカシタリケルカ乱舞ノ時モ
猶サシタリケリ未タ御遊モヲハラサル

ニ退出ノ次ニ火ノ風ノ闇キ影ニテオホ
カヲ抜出シ鬢ニスハリ〳〵ト引ケレ
ハ火光ニカヽヤキアヒテキラメキケレ
ハ殿上ノ人々皆ナ是ヲ見ル忠盛カクシ
テ出サヽニ紫宸殿ノ後ニテ殿部ノ司ヲ
招寄セ腰刀ヲ鞘ナカラ抜キ後ニ必ス尋
子アルヘシ慥ニ預ケムトテ出ニケリ
建武年間記云二條河原落書条 鉋作ノオホ刀太
刀ヨリ大ニコシラヘテ前サカリニソ指
ホラス
曽我物語云ふしのこと ふきくれつく人ゑ
たゝしハ五郎丸ふりもしらきあゝしのそう
まるふ一尺八すの大ふ所をさゝ四尺八すの
太刀をゝ切云〳〵
禁秘抄云通俊曰長徳ノ連署之説以之為
大刀

土佐家史書云刀ハ赤銅作者ハ焼付
あとハよく用ふ立しる事ハこの むへの
を代ハ大りふを始むといへとも二尺より
内を用ひ一年家てハ拵ふ紀刀有能
也但山名右衛門督入道厳持豊法名遠碧院 老後近
乃出仕ふる大刀あり
播州四家記云天正四年ハ冬信長公諸高
ゟして國司三懐大内ハ中納言具教卿を密
害奉ひしとや此故ふ國司の侍藤方刑部少輔
長野左京進美濃川三郎兵衛等十一月ハ吉
三懐ふ切腹ゟて具教卿をうばひ具教
卿ゟ家ハ侍も兼日より二心やなのをはしむ
具教卿の大刀服部ハ方をひきはなをひ
く置るとの也
土大友興廃記云信長公鬼月毛とゝふ名馬 聖
豊後へつのゝ条
日ハ胡馬場へ切て鬼月毛の来るを待ち

ゆゑ（中略）大うく吾妻厨あるき小神にのちん
の上下をちやくし四尺或は大うさあふ二
尺五寸はきさしをさしもの腰あの金
ばしつはかしく六尺ばかりは大乃男中りと
うちの法て毎弱を調へ兵方はうちを引うの
爰和なふこの姫ととろ例或はことくはうく
序より早道ふうはく浮拾足長短の遠近路
袴足乃毎つふは秘術を法く高袴早ぬ

拾ぬるく大刀といひ脇刀はよのつ毎
より小大あるをいう近世大刀といふ大
あるを浮刀のことあるうそくく前はは
刀乃和ふ雑しぬ次の長刀とふも亦同
し例なり

長刀

今昔物語云 立兵者我影成怖語 夫ノ耳ニ指宛テ竊ニ彼ニ大キナル童盗人ノ髪ヲトレタル

カ物取ラムトテ入テ立ルソト云ケレハ
夫カ其レヲハ何カセムト為ル極キ事カ
ナト云テ枕上ニ長刀ヲ置タルヲ捜リ取
リテ其奴ノシヤ頸打落サムト云テ起テ
裸ナル者ノ髪放タルカ大刀ヲ持テ出テ
見ルニ亦其ノ己カ影ノ移タリケルヲ見
テ早ウ童ニハ非テ大刀抜タル者ニコソ
有ケレト思テ云々

大友無慶記云八田新真吉 深堀五郎殿条 大友義鑑ノ
嫡男義鎮ノ五郎ノ時ノ事ト申テ
まつる時なの刀を印このみの物儀あるい
ほもいの物へるの事なく云
短刀訓讀又音讀
北條五代記云伊勢宗瑞ハ生れ付きうつけと
見せふしうく大男大髭有て形体世俗人ふ
かつていちしるきに氏直ヲヘ日ふ三度出仕ス

八刀拔指衣類まとも三色ふ出立長柄刀ふ
うてぬきあらく さすはものみしかの柄を
なのき糸ふて まくもつり 虎の皮のちんや
まきれ太刀をさしたる事もつのる
勢州軍記云大河内御所者兼行魔法兵法
當時罹病而在田丸宿所使柘植三郎左衛
門與小川久兵衛等計殺之二人到彼所問
病安危窺隙而柘植急起而組大河内拔短
刀刺小刀走寄而二刀殺害之
深秘筐底録云物語之部本多左馬之介来國光
小拔指を指おく今日は伊勢志摩の拔者
石少しは短刀はさしふるひしへを進しゆさ
れしゆて さしおれ越中ちすふ口ち礼謝ち
て業名へうれしとそ本ゝ
二十二
東遷基業云慶長十五年四月神君ゝ外
孫松平忠雄を浜松より封し駿府江戸ふ抵

ら此事共の神君より短刀を大将軍より獨
刀及ひを給ふ
又云信長公神君に向く頻年勝敗迷境を
援ける事ありしとも卿の威武ふるひて我志顔
乃患もなく遂ふ四方を経畧せり去年遠
三二州石稿して國用匱しきと少ふ今
賜ふ所と云へ共黄金二袋を給りまいらする
ありて將士ふ頒給まて戎功を奬めへとなく帰
ふ及ふ京ふ乃短刀を献ふ吉田の城主
酒井左衛尉忠次ふ給きり
又云七月十九日大將軍依之の城を發し
江戸ふ還せふ云ふ名護屋ふ到きめし
宰相義直卿享きる所の刀新藏丸の短
刀戎給りきり義直卿より則重の刀切光
乃短刀を献きる
松原自休手録云秀頼ノ曰ク思設タル事

不可驚宣ヲ處ヘ速水甲斐守来テ為先手
敗軍大勢ノ崩タル處雖在御出馬不可拘
一先御本丸ヲ有御拘至時可有御自害言
ケレハ中略今来千畳敷脱甲冑母衣立床奉
迄上謝メ招郎等汝介錯シテ短刀ヲ可届
黒田筑前守云含メ自害ス
又云加藤清正従之此日秀頼入二條亭謁
公有献禮秀頼贈公真守太刀一文字ノ刀

号南泉ト左文字ノ短刀及駿馬一匹云々
増補筒井家記云去三日光秀近士明智兵
助ニ太刀短刀金銀等ヲ持セ丹後ヘ遣シ
国主細川藤孝同忠興ヘ言遣シケルハ云
々
増補家忠日記云文禄三年四月八日秀吉
羽柴利長カ亭ニ来臨有其奔走善盡シ美
盡ス其式慈照院殿ノ記録ヲ考ヘ是ヲ學

テ最モ殊勝也秀吉供奉ノ面々皆馬上ニ
烏帽子直垂ヲ着シ短刀ヲ帯ス
懐中記云元和元年二月二日大樹到尾州
来臨義直亭賜長光刀及則國短刀
雜兵物語ニ弥六ハ狭箱を四ツ乱こう
ぢせあつて剣刀を長ばきけさ中略まさ者人
ハ下ニ組伏られあれと首は蔵おなたん
へくあます法ゐるへくてあふかゝ小刀きき

ゆく下のこの小刀を抜き下敷
の刀より法つ迄を四ツ上にかぶて腐医
はをまをくる根ふしくけし殺さ点ふ
刀ぢ具足の上ふ指てきさ男ハこれ者人た

大短刀

松原自休手録云堀尾帯刀ハ先生薨之後
加賜越府五万石在城ス翌年依會津發向
中略於途中會加々井彌八郎吉晴自輿出加

々井モ下馬シテ良久ク對話ス打連テ入
冨崎ノ旅店水野和泉守雖為病苦任兼約
出向池鯉鮒加々井モ伴之饗應過テ泉燭
比加々井大短刀ヲ以テ切伏泉州堀尾抜
短刀加々井ハヤ切片顔被切少モヒルマ
ス彼レヲ突伏不離覇其内ニ泉州カ小性
、、、、八替々々切云々

鎧通

言餘年帝云そもそもかつてもうめ井
はゝ部重ものよりひときすぐれて出立た
中略九寸五分のよろひ通しをめくのつき
にさいまりりる
冨樫記云政親急キ追付ント被仰千代松
九九寸五分ノ鎧徹中程以檀紙吉利々々
ト巻甲斐々々敷介錯申ス
信太系図云浮船太郎うけ中略九寸五分の

鎧をとしめてはつきふさいとりあり

賀越闘諍記云 富田弥六退治桂田條 桂田播磨守カ

出立時ニ取テ珎敷ノ見ヘニケル中略三尺

三寸ノ太刀佩テ紅炉焔中ノ氷ノ如クナ

ル二尺五寸ノ腰刀ニ九寸五分ノ鎧トヲ

シ雪炭ノ如クナル脇指ヲサス

大友真庭記云或時星埜吉ふの折字

兄小性兎一二人ヲ持ふたる事

せんすかのよろしとゆを三刀まて

突通しとめをさし城構より出る

義残後覚云備中ノ国ノ住人ニ櫛崎十兵

衛信定ト云人アリ中略四尺八寸ノ太刀ヲ

帯ニ尺五寸ノ打刀一尺二寸ノ鎧通シヲ

馬手ノ脇キニ差タリケル

義光物語云 上山合戦条 城中の兵ふ坂弥兵衛

と名乗押並て也と組奈性造酒亟大刀

此事ありてを弥勒を立て押へらるゝ弥
勒ハ心きゝなる者ゆゑ紐とけとして
鐙通しを抜下ゝ落ちく指通しゝ
拙話書を用考するハ近古鐙通とゝふ
もハハ多くハ九寸五分乃至刀ハて明し
てハ九寸五分とゝふと見えゝ[本ヶ]ゝ
信定ゝ鐙通の者尺寸ありなるハ弾ハ
長を好て長うちなるゆへ是ハ

脇刀ハて鐙通と云ふ時の依称なるへし
九寸五分
永享記云憲直以下自害条 憲直ノ次男上杉小五
郎持成山ノ内ノ徳善寺ニ在ケルカ中略雪
ノ肌ヲ押拔九寸五分ノ刀ヲ拔左ノ脇ヨ
リ右ノ乳ノ下迄引廻ス
さゝ[illegible]おちはさゝし[illegible]
中ゝこゝ[illegible]二人の物ゝ[illegible]

[illegible]

藤葉栄衰記云御前ニ奉付被召仕是マテ
御供申ス岩桐藤内左衛門ト云譜代相傳
ノ者ヲ御前ヘ近ク被召宣ケルハ汝是迄
供スル處神妙ノ至リナリ自ラ今爰ニ持
シ守刀ハ汝モ知リヌ粟田口吉光カ鐵ヲ
釗テ九寸五分ニ作タル最上ノ劔ナリ云
々
又云今泉伊豆傳博奕糸或時日光山別所ヘ行テ兼
及タル御當山ノ別所ニテハ人ノ願フ物
ヲ叶給ト兼ル我願ヲ叶給ト云衆徒聞何

事ヲ望ミ給フ可叶ト云ケレハ伊豆聞テ
我九寸五分ノ脇指ニテ人ヲ突飽程突セ
給ト云ケレハ云々
扨是亦腦刀乃類ふく即箭糸の襠通の
事あり すをもて古名をしゝ和を三尺
とゝ類して因融院の法世ふ者天三寸
と扨きゝ懐刀のゝ法いとまくさる例の
ものなり

一尺三寸
法曹至要抄云天延三年三月一日官符偏
應禁宮中非職之輩帯弓箭著短兵事中略人
心習而成狂致暴或偷隠短兵掃其懐世謂
謂之一尺三寸
長門本平家物語云殿上闇討ノ事 武勇の家に生
まれいまだ不勇のきこえ家のくめ為
ためこうかるへしと金しく君ふつふ

ゑ法の忠ゑ八幡ハ弓用之こそをめて一尺三
寸のうるゑ長さやまき弦用之して
源平盛衰記云五節ノ夜縫殿陣黒戸ノ御
所ノ辺ニテ怪キ人コソ過タリケレ忠盛
見咎テ物ヲハイハス一尺三寸ノ鞘巻ヲ
抜
義経記云鬼一法眼のうちんのひるゑ丸ふ
ふ
ふつめ切腹をきくそう仏りの太刀
ゑ切をき一尺三寸首切る刀にこめんやうふめ
ふく おもてさやを色て
拙記亦懐刀伝授の数ふく玉家ハ獨刀と
ゆ〳〵物ふり
サス刀カ
後撰和歌集云ハちはくふ人ハ国のうけ人ハ火
うちを法のをとをて このき法者結貫之
をりくふおくたく火切烟なるを心さた。

うを　たのへとを　見ふ　さほのそこ　に　力あり　やうち
　　をは　ものたりとぞ　いふ
　　増鏡　云　その日　を　大納言も　殿中　にのうきまきまき
　　を　きうしく　のぞこの　ふまき　あの　ものたちを
　　ときめしけり
　　夫木抄　云　力　民部卿　為家　ものたちを　えいさ
　　ひとぬふ　力さだ　ふ世を　い見つるも
　　曾我物語　云　ものかたり　ふ　ものを　ものいひ
　　てしく　この　ものさほに　女のもとに　ふうちより

て　歌とも　ふ　ものひろう　ものつきうへる　とて　いの
　　ものさりけん　こと　ものを　見て　れいく　ものを
　　女の　もとより　ものさほを　つの　ものとて
　　いそくとて　さほの　ものを　ものを　ハおこし
　　物とや　人の　ものらん　うみすむ　ものふ　ものの
　　ものんて　ものを　いまさふ　ものを　面白　ものを
　　そしけり
　　ものことを　きてこし　此　そのまに　のへに

はこれさしたのあり給れ
武具要説云系員濃守
働述ぬ所を働ためのあり拵や又さすらふと
とゆて天にも達ぬ物懐中仕も者こ
は拵の義ハ一円金長石集ハ腰ふけたる刀
拵を差用ゆ立ぬ石見人ハ人ふ多こ
めにあひく後懐中のさすうを以く敬を
表とめ可申とあ存ハ又さす

刺刀

この内て刺殺さるるものぬ者ハ人を多こめ
に仕事も出来よしくハ
拵仕ハ我ハ刺刀とふの者語るふや
古代さしたのとゆてハ腰刀地こをあらしを
近世ハ懐剣ふ長きもあふ限りくさて
うとゆてを長長きをさしかくふと
ふや

倭名類聚鈔云短刀兼名苑云刺刀和名詑知

短刀也

豊記抄云共人主人ハ刀渡シ招うやまひ

拍手方を共人ニ方へ下結云流条ハ

給ハ招ハ請云載ハ則退出前ニ刀ハ下

人ハ巻ゆて持ハ云下ハ云ハ刀人出

義万可有ハ等軍請云渡進ニ心持ハ

見少雑録云信長の歌國へ入毋初ハ大に

うさを云驚為を見せる事癖ハ中略信

長の出立ハ紺地金襴の包具足白星ハ三枚

甲金作ハ太刀刺刀馬の弓ハ諸國ハ

大名ハ名織田譜代ハ家人前後左右ハ

十万余人勢ハ天地を動ス云

増補家忠日記慶長五年九月廿三日記云

田中カ兵士澤田庄左衛門殿カ三成ヲ能

見知レルノ間則是ヲ擒ニス三成懐中ニ

一尺二寸ノ刺刀ヲ推乃ル是太閤秀吉ヨリ
賜ル処ノ脇指兼真作也
拙板坂ト奇ノ長記ハ吉光トアリ
吉文ハ上ノ銘尽ノ条ハ引ル
拙古代ニテ刀ハ和ヲ近世ハ長短小
あるをさたう以ひ中長きをさしかとふ是
ふ古の腰刀ヨリ出るもあり
馬手差

高田茅右衛門ノ書ル中略高ハ
太郎ノ書ル
ふるゑんのきいたてしいはとしのよろひのみ
ゆとときとめ屋くをつくることとつくひいたて
くをすりふのふさつくと是ハつく上帯ちゆう
とゑめ九すかのよろひとゑをめてのつき
にさいたりをる
會津陣物語云其跡ニテ唯一騎敵陣ノ中
ハ懸入猛威ヲフルイ切テ廻ル十餘人切

卧追付敵ト引組ンテ馬ヨリ落上ニ成下
ニ成ハルカノ谷底ヘ落ニケル落着ニテ
主水妻手指ヲ按敵ヲ一刀突テ二クリ三
クリクリケレハ云々
抽る手負とゝいふ右の傷ハ右の名ふ
く箱き腰刀をいふ近世ノ形ともも
おのゝをも鞘裏ふ付て手負とゝふ
もあるあやゝふ〳〵さる物なしと

と云ふ

合口

當家弓法集云所腰物の役の事風呂湯
屋あるとき時ハ所帯を左の肩ふ右ふ
をとり左の肩ふ所ひ手持ふるとは持
是もうのいさしをきて持ふり

双引

三好義長亭印成記云所竜流六人集物但

庭上ハ長祖俗厩の事を四帖袋先孔て祇
俗ニ各方力を拭きくるひのき方拭ニ一秋を伴
供立日記云ハ方様所西北事ハ走流太力
を常きくるひ
きをお
走流故実ハ云きくるひきをハうるしぬる
ハ法うを力拭つのあと北ことくこしらへまき
て之上を拭系を拭くつくてもとひして
三而五而ひきくるひきをふちしく面ハもし
めの有やうにひふへしはほの有も有り心ふ
まきしし
又云宗懐物語ハきくるひきハ陽鈍ハて小様に
きの海北ハより上へさ北事ハいや拭ふ中小
つるハ方石富北ようしい
當代記云文禄元壬辰三月廿八日太閤秀
吉九州ヲ御進發云ニ回々唐人以多勢高
麗エ出ノ間日本人花ノ都ヲ退散シ釜山

海上退高麗人ハ小弓并竹鉄炮ノ様ナル
ヲ持刀ハ双引ノ様ナリ
拙足利家ハ双引と云て拙ハ鞭とも
ハ云く重用ハ今ハ十手と云も扶ハ金く
用ると見えたり

鐵鞭

元来故実云このふちの事ハ引きも宿元ハさ
しハ引を不苦様ハ引ハ猫ハ引無紀を此

元ハ大方ハちしハ故拙ハ引ハ何も用前ハ
ハ元
又云元の故実伝来る儀ハ無しくハ有ハ
ハ拙とも先ハ伝伝ハ烏帽子ハ心のまゝ也上下
ハ双引をさし太刀をはきこのへ引もしくもち
をしもくに無白くて所ちゆうちんをいまハ
へハ金鞭を引ハ也みさけく無ハ也 狼藉人
乃成敗ハ時ふまるへ

又云今川冥口俗理進及乞ふ被仰しと
きはつまて小若多ふ遠く伊賀ハ何時
そとそ[illegible]ハ[illegible]ハ伊賀ハ何ものとハ[illegible]
ん中遠養ヶ立物て金鞭を立お擲を
ら[illegible]ら彼多義ハ国をの[illegible]ける者也
仍伊賀為ヶ迷惑ハ由許ヶ処伊[illegible]ふ
對しく後為を中書ハをきてハさも為く
てハ才の記めのことく為ハ百後為為ハ

威敗いしんを仰いまく重ふ不
上いつるを也

竹刀

日本書紀云神代下一書曰初火酸明時生児
火明命次火炎盛時生児火進命又曰火酸
荇命次避火炎時生児火折彦火々出見尊
凡此三子火不能害及母亦無所少損時以
竹刀截其児臍其所棄竹刀終成竹林故號

彼地曰竹屋言以竹刀剪金銀薄也

舊事紀云本紀皇孫神吾田鹿葦津姫見皇孫曰妾孕天孫之子不可私以生矣皇孫曰雖天神之子如何一夜使人娠乎抑汝所懷者必非我子欤必國神之子欤神吾田鹿葦津姫一夜有娠遂生四兒一云三兒以竹刀截其兒臍其所棄竹刀終成竹林號其地曰竹屋

和名類聚抄云竹刀日本紀私記云竹刀阿予

比衣

八雲御抄云ひえ御刀也ゆを切也

藻注云ひをり刀利刀ありそのをり切御刀ありあをいを切御刀ありあをいを

梅御刀ハ兵器ハ白とも後代御切

ものゝ竹ハ始くこゝ不切ぬ

竹切

見聞雜錄云京儒乃休九ゝ為ゆゝ書稿卒

本喪遠ゝ無之乃休九ゝ者ゝ乃弓九ハ去例

と立腰 稍々と腰 中略 を後中百元胴方斗
ゆて 壱尺斗 高と 仏坐の事 仏坐と名付 是を作し百
如拵人 九尺 高 三尺 高ハ 拵く 畏る
拵仏切ハ 仏を切る 新歌 と ふるの言ふて
純刀をいへる 刀の一名ふ 者へ
ならを 前の 高 の次へ出へきものを始く
て ふ切て 後方に 伝ふ

武家名目抄稿第十三冊

明治十五年十月　旧稿校正　小野　由久

同年十月九日再校　共書　日下部利博

明治十六年十月　校　佐々木泰久　窪田鈴太郎

圖書寮文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan